地方消費税（社会保障財源化分）の使途について

平成26年４月１日より消費税及び地方消費税の税率が５％から８％に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成28年度河内町一般会計決算における地方消費税（社会保障財源化分）の使途については、以下のとおりです。

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）　63,264 千円

（単位：千円）

区分	事業名	事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国　県支出金	その他		うち地方消費税交付金の社会保障財源化分
社会保険	国民健康保険	69,278	47,874	0	21,404	2,789
	介護保険	39,783	0	0	39,783	5,184
	後期高齢者医療	149,958	22,352	0	127,606	16,626
社会福祉	児童福祉	331,500	95,031	1,559	234,910	30,609
	老人福祉	4,419	0	0	4,419	576
	障害者福祉	7,621	6,395	0	1,226	160
	医療福祉	43,721	18,167	0	25,554	3,330
保健衛生	保健総務	37,772	0	0	6,032	786
	母子健康指導	4,560	602	0	3,958	516
	疾病予防	13,615	0	0	13,615	1,774
	健康づくり	7,016	0	0	7,016	914
合計		709,243	190,421	1,559	485,523	63,264

※事務費及び人件費は事業費から除外しています。